

○財務省告示第百六十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成三十年五月三十日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成三十年六月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第十一  
回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項並びに特  
別会計に関する法律（平成十九  
年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用 第一項及び第六十二条第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。その  
の適用を受けるものとし、その  
利回りを競争に付して行われる  
入札（以下「利回り競争入札」と  
いう。）による発行（以下「利  
回り競争入札発行」という。）及  
び利回り競争入札の募入の決定  
をした後に行われる入札であつ  
て、財務大臣が各国債市場特別  
参加者ごとに応募限度額を定め  
るものによる発行（以下「国債  
市場特別参加者・第II非価格競  
争入札発行」という。）

五 募入決定の  
方法

七				六			
イ		ロ		イ		ロ	
行	争	行	争	行	争	行	争
入	利	入	非	入	非	入	非
札	回	札	格	札	格	札	格
発	り	発	第	発	第	発	第
競	競	競	Ⅱ	競	Ⅱ	競	Ⅱ
額	額	額	額	額	額	額	額
三		で	た	条	特	億	は
千		五	利	第	別	九	、
九		百	付	一	会	千	額
百		七	国	項	計	七	面
六		十	債	の	に	百	金
億		三	に	規	関	五	額
五		億	つ	定	す	十	で
千		三	い	る	る	五	二
百		十	、	基	法	十	千
十		四	額	づ	十	六	六
四		億	を	き	万	十	十
万		五	割	発	円	四	万
円		十	り	行	、	十	十
		五	当	し	額	六	十
		億	て	た	面	十	十
		五	各	利	金	六	十
		千	の	付	、	十	十
		三	申	千	額	六	十
		百	込	九	で	十	十
		十	み	百	千	六	十
		四	の	九	六	十	十
		十	ら	十	十	十	十
		四	そ	十	十	十	十
		万	の	十	十	十	十
		円	ち	十	十	十	十
			応	十	十	十	十
			募	十	十	十	十
			利	十	十	十	十
			回	十	十	十	十
			の	十	十	十	十
			低	十	十	十	十
			割	十	十	十	十

口	八	九	十	十	十	十	十	十
国債市場	振替単位	振替単位	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	初期利率	第二期以後
五百六十億四千五百十三万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成三十年五月三十日	平成三十年五月三十日	十一年八月	十一年八月	平成三十年九月二十日	毎年三月二十日及び九月二十日
							$\frac{\text{償還金額} \times 0.8}{100} \times \frac{7.1}{3.65}$	$\frac{\text{償還金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$
							平成三十年九月二十日、算出た とし、次式により算出た 金額を支払う。ただし、 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払うこと 次号及び第十六号において規定 する期日について同じ。	

二十 十九 十八 十七 十六

払 者 入 払 元 償 償 後  
込 者 札 場 利 還 還 の  
期 参 所 金 還 還 利  
日 加 支 額 限 子

平 財 日 額 平 利 て を  
成 務 本 面 成 子 、 支  
三 大 銀 金 七 子 、 払  
十 臣 行 額 十 支 の 期  
年 か 百 年 払 の 日 と  
五 通 円 三 払 う 。 以 し  
月 知 に 月 三 。 前 六 各  
三 受 つ 月 二 六 月 支  
十 け き 二 月 十 月 間 払  
日 け 百 十 日 間 に 期  
 者 円 日 間 に 属 にお  
 者 円 日 間 に 属 す る い